様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）こにっく  一般事業主の氏名又は名称 株式会社コニック  （ふりがな）おおかわ　まさこ  （法人の場合）代表者の氏名 大川　雅子  住所　〒578-0984  大阪府 東大阪市 菱江３丁目１５番２０号  法人番号　4122001002331  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　コニックのDXの取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞ コニックのDXの取り組み  　https://www.conic.co.jp/about/dx.html  　記載箇所：2. 経営ビジョンとDXの方向性 | | 記載内容抜粋 | ①　＜経営ビジョン>  「デジタルと技術力を融合し、顧客のものづくりを加速するパートナー企業へ」  設計・製造・営業の各部門でDXを推進し、納期短縮・提案力の強化・品質向上を実現することで、より高い付加価値を顧客へ提供する。これらの取り組みを通じて、顧客とともに発展し続ける企業を目指します。  ＜ビジネスモデルの方向性＞  経営ビジョンの実現に向けて、「デジタルと技術力の融合によるものづくり支援」を軸に、強みである営業から受注・設計・製造・出荷までの一貫生産体制を活かして、設計・製造・営業の各プロセスをデータでつなぐ“データ駆動型ものづくりモデル”への転換を進めます。  IoTによる設備稼働の可視化や、熟練者ノウハウのデジタル化により、技術継承と工程最適化を両立。  さらに、顧客データを活用した提案型営業を展開し、「金型を作る会社」から「ものづくりを支援するパートナー企業」へと発展させることで、顧客取引の拡大と利益率の向上を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会より承認権限を委譲されている経営会議において承認された内容に基づき公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　コニックのDXの取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞ コニックのDXの取り組み  　https://www.conic.co.jp/about/dx.html  　記載箇所：3.DX戦略の取り組み概要 | | 記載内容抜粋 | ①　「DX戦略の取り組み概要」  経営ビジョンの実現に向けたDX戦略の取り組みの柱は、「製造部門のDX」、「営業部門のDX」、「設計部門のDX」の3つです。  戦略1.製造部門のDX  機械の稼働状況や生産の進み具合をリアルタイムで見える化します。  ダッシュボードで工程を把握し、ムダを減らして生産効率を高めます。さらに、AIを活用して設備トラブルや不良の発生を未然に防ぎ、安定した生産体制をつくります。  戦略2.営業部門のDX  顧客情報や販売データをまとめて管理できる営業データベースを整備します。  社内での情報共有をスムーズにし、データ分析やAIの活用により、顧客に合わせた最適な提案を行える営業体制をつくります。  戦略3.設計部門のDX  設計部門では、まずCADデータや図面データをまとめて管理し、必要な情報をすぐに見つけられる環境を整えます。次に、過去の設計事例やノウハウを「ナレッジ」として蓄積し、教育や設計改善に活かします。これにより、作業の属人化を防ぎ、教育効率を高めます。将来的には、蓄積した設計データをAIに学習させ、設計時に自動提案ができる仕組みを整え、開発リードタイムや設計工数の削減を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会より承認権限を委譲されている経営会議において承認された内容に基づき公表しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　コニックのDXの取り組み  　記載箇所：DX推進の推進体制と人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　＜推進体制＞  社⾧を総責任者とし、DX推進部署として企画部が音頭をとり、各部が連携して実施を行います。  また、外部機関として独立行政法人中小企業基盤整備機構、コンサルタントのアドバイスを適宜受けながら推進していきます。  ※体制図を掲載  ＜人材育成＞  当社は、全社員のデジタル活用力を高めるとともに、DXを推進できる中核人材の育成を進めます。  これにより、現場起点でのDX推進改善活動を推進し、DX戦略の実現を目指します。  1. 基礎教育（全社員対象）  ・デジタルリテラシー研修を実施し、ITツール活用やデータ管理の基本を習得  ・紙での業務運用をデジタル化する取り組みを通じて、社員一人ひとりの意識改革を図る  2. 現場リーダー育成  ・営業・設計・製造部門のリーダー層を対象に、IoT機器による現場データ収集、データ分析の研修を実施する  ・ペーパーレス化や見える化ツール導入などの小規模改善プロジェクトを通じて、OJTによる実践力を強化する  3. DX推進担当者育成  ・社員にBIツールやデータベース構築などの外部セミナー・研修を受講させ、より高度なスキルの習得を支援する  ・外部メンターによる伴走支援を活用し、実務を通じてデジタル化推進の実践力を高める |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　コニックのDXの取り組み  　記載箇所：「DX戦略の具体的な取り組み」内の「システム導入」 | | 記載内容抜粋 | ①　1.製造部門  ・各機械へのタブレット端末の設置  ・電子作業指示システムの導入  ・加工進捗管理システム（作業開始・完了の登録）の導入  ・電子日報システムの導入  ・各設備にIoTセンサー を設置し、稼働時間などのデータを自動取得する仕組み構築  ・BIツールの導入による稼働監視ダッシュボードの構築と稼働率などの分析・改善  ・AI / 機械学習を用いた最適な工程管理や異常検知予想や工具摩耗予知など製造最適化システムの導入  2.営業部門  ・CRMシステムの導入  ・BIツールの導入  ・AI予測分析システム / デジタル提案支援システムなどの導入  ・ナレッジ共有プラットフォームの構築と活用  3.設計部門  ・社内サーバーにて図面データベースの構築  ・全文検索およびはAI高度検索のナレッジDBシステムの導入  ・AI設計支援システムの導入 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　コニックのDXの取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞ コニックのDXの取り組み  　https://www.conic.co.jp/about/dx.html  　記載箇所： 「DX戦略の具体的な取り組み」内の「指標」 | | 記載内容抜粋 | ①　1.製造部門  ・紙使用率削減 / 指示反映時間短縮率  ・加工進捗見える化率 / 納期遵守率  ・稼働データの取得率 / 設備稼働率の見える化率 / 設備稼働率の改善率  ・労働生産性の向上 / 設備稼働率の改善率  2.営業部門  ・CRMシステムへのデータ入力率の向上  ・案件成約率の向上 / 顧客対応リードタイム短縮率の改善  ・新規取引率の向上 / 提案件数の増加 / 売上の拡大  ・取引率の向上  3.設計部門  ・図面データ検索効率の改善(検索時間の短縮)  ・設計リードタイムの短縮 / 設計ミスの削減  ・開発リードタイム短縮 / 製品設計数の増加 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年10月 1日 | | 発信方法 | ①　コニックのDXの取り組み  　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞ コニックのDXの取り組み  　https://www.conic.co.jp/about/dx.html  　発信箇所：代表者の想い | | 発信内容 | ①　“ものづくり”の未来へ向かって、一歩ずつ。  当社は、長年培ってきた技術力と一貫生産体制を基盤に、金型の製造・販売を通じて多くのお客様のものづくりを支えてまいりました。  いま、製造業はIoT・AI・クラウドなどデジタル技術の進化により、大きな転換期を迎えています。  短納期・高品質はもちろん、開発スピードやコスト競争力の強化など、より多様なニーズへの対応が求められています。  当社はこうした変化に対応するため、DXを「変化に適応し、成長を続けるための経営改革」と位置づけ、全社一丸となって取り組んでいます。  営業・設計・製造の各部門をデジタルでつなぎ、品質の安定化と業務効率の向上を図るとともに、お客様への迅速かつ的確な提案を実現します。  さらに、熟練技術者の知識や経験をデジタル化・蓄積することで、若手技術者の早期育成とノウハウ継承を推進します。  これらの取組を通じて、持続的な成長と新たな価値創造を実現し、 お客様の期待を超えるものづくりのパートナーとして未来へ歩み続けます。  2025年10月1日  株式会社コニック  代表取締役社長　大川　雅子 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。